令和5年2月改訂

項	新	旧	修正理由
1	一般対策計画	一般対策計画	
	第1章 総 則	第1章 総 則	
	第1項 目 的	第1項 目 的	
	1 《略》	1 《略》	
	2 計画推進方針	≪新規≫	県防災計画との整合
	この計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国		
	連サミットで採択された、 国際社会が一丸となって 2030 年ま		
	でに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の 観点を踏ま		
	えながら、取り組んでいくものとする。特に、目標 11「住み続		
	けられるまちづくりを」及び 13「気候変動に具体的な対策を」		
	を目指した取組みを推進する。		
	<u>3</u> 《略》	<u>2</u> ≪略≫	
	<u>4</u> 《略》	<u>3</u> 《略》	
	<u>5</u> 《略》	<u>4</u> ≪略≫	
18	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
	第1項 防災協働社会の形成推進	第1項 防災協働社会の形成推進	
	2 推進体制	2 推進体制	
	(1) ≪略≫	(1) ≪略≫	
	(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進	(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進	
	市は、住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基	市は	県防災計画との整合
	準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わない		
	という思い込み (正常性バイアス) 等を克服し、避難行動を		
	取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること		
	<u>ができるよう</u> 、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努	、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。	
	める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配	また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮する	

慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備え の促進を図るものとする。

- (3) ≪略≫
- (4) ≪略≫
- (5) 防災士の育成及び連携

市は、地域で率先垂範して防災行動を進めていく防災リーダーとして、防災士の計画的な育成を図るものとする。市、自治組織、NPO等の防災関係機関等と連携し、平時には市民の防災・減災意識向上を醸成する活動、災害時は避難誘導や救助活動、避難所や災害ボランティアセンターの運営補助などを行う防災士の組織化を行うことにより、地域防災力の底上げを図るものとする。

- (6) ≪略≫
- (7) ≪略≫
- 3 《略》
- 4 災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の 連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の 危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者 とともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進 を図るものとする。

- (3) ≪略≫
- (4) ≪略≫

≪新規≫

市 R4 事業による修正

<u>(5)</u>≪略≫

<u>(6)</u>≪略≫

3 《略》

≪新規≫

県防災計画との整合

から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融 資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安 全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を 促進するよう努めるものとする。

5 デジタル技術を活用した防災対策の推進

市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

≪新規≫

県防災計画との整合

- 24 第 3 項 治山、治水事業計画
- ~ 1~3≪略≫
- 25 4 砂防事業、地滑り防止対策事業、急傾斜地崩壊防止対策
 - (1) ~ (4) ≪略≫
 - (5) 土砂災害防止対策
 - ア 危険区域の周知

市は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の一環として、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害警戒区域や一般災害時の危険箇所等を示した土砂災害ハザードマップを作成・配布するものとする。また、説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

イ 《略》

(6) ≪略≫

第3項 治山、治水事業計画

- 1~3《略》
- 4 砂防事業、地滑り防止対策事業、急傾斜地崩壊防止対策
- (1) ~ (4) ≪略≫
- (5) 土砂災害防止対策
 - ア 危険区域の周知

市は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の一環として、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害警戒区域や一般災害時の危険箇所等を示した土砂災害ハザードマップを作成・配布するものとする。また、説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。《新規》

県防災計画との整合

イ ≪略≫

(6) ≪略≫

_ (7) 災害の未然防止 ≪新規≫ 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を 予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な	県防災計画との整合
<u>予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な</u>	
指導に努める。また、盛土の規制について、総合調整や包括的	
なとりまとめを担う組織を明確化する。市及び県は、相互に連	
携し許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携	
<u>会議を定期的に開催するものとする。</u>	
26 第4項 建築物防災化の計画 第4項 建築物防災化の計画	
$1 \sim 4 \ll$ 略》 $1 \sim 4 \ll$ 略》	
<u>5 空き家等の状況の確認</u> <u>≪新規≫</u>	県防災計画との整合
市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の	
<u>状況の確認に努めるものとする。</u>	
39 第 5 項 火災予防計画	
1 ≪略≫ 1 ≪略≫	
2 消防出動計画 2 消防出動計画	
$(1) \sim (6)$ 略 $(1) \sim (6)$ 略	
(7)消防水利施設現勢表 (7)消防水利施設現勢表	
<u>※別紙1のとおり</u> <u>※別紙1のとおり</u>	市消防年報との整合
45 第 6 項 防災教養訓練計画 第 6 項 防災教養訓練計画	
$1\sim4$ 《略》 $1\sim4$ 《略》	
5 「災害・避難カード」などの作成の促進 ≪新規≫	県防災計画との整合
市は、住民等が自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから	
<u>判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避</u>	
難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カー	
<u>ド」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」</u>	
は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるもの	
<u>とする。</u>	

- 49 第8項 自主防災体制の確立
 - 1~3《略》
 - 4 各自主防災組織の防災計画の作成
 - (1) 略
 - (2) 防災計画

ア~イ≪略≫

- ウ 災害発生時の活動
- (ア) ~ (オ) ≪略≫
- (カ)避難行動要支援者への支援 …… ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の自力避難が困難な人の支援

市は、市計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業 者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画 に地区防災計画を定めるものとする。市は、個別避難計 画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区に おいて、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避 難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内 容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理 し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。ま た、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよ う努めるものとする。

- 5 ≪略≫
- 6 自主防災資機材の整備
- (1)(2)≪略≫
- (3) 市は、地域における自主防災組織の活動を支援するため、 防災事業を行う自主防災組織に対し、多治見市自主防災組織 支援事業補助金を交付する。(実施予定期間は平成 30 年度か

第8項 自主防災体制の確立

- 1~3≪略≫
- 4 各自主防災組織の防災計画の作成
- (1) 略
- (2) 防災計画

ア~イ≪略≫

- ウ 災害発生時の活動
- (ア)~(オ)≪略≫
- (カ)避難行動要支援者への支援 …… ひとり暮らしの高齢 者・障がい者等の自力避難が困難な人の支援

<u>≪新規≫</u>

県防災計画との整合

- 5 ≪略≫
- 6 自主防災資機材の整備
- (1)(2) ≪略≫
- (3) 市は、地域における自主防災組織の活動を支援するため、 防災事業を行う自主防災組織に対し、多治見市自主防災組織 支援事業補助金を交付する。(実施予定期間は平成 30 年度か

	ら <u>令和7年度</u> まで)	ら <u>令和4年度</u> まで)	
	7~9≪略≫	<u>7~9≪略≫</u>	
56	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
~	第1節 市本部活動体制	第1節 市本部活動体制	
57	第1項 災害対策本部運用計画	第1項 災害対策本部運用計画	
	1 職員参集体制等	1体制等	市 R4 事業による修正
	<u>※別紙2のとおり</u>	<u>※別紙2のとおり</u>	
70	第2節 災害動員計画	第2節 災害動員計画	
	第4項 自衛隊派遣要請計画	第4項 自衛隊派遣要請計画	
	1 自衛隊派遣要請の方法	1 自衛隊派遣要請の方法	
	(1) ~ (3) ≪略≫	(1) ~ (3) ≪略≫	
	(4) 要請の窓口	(4) 要請の窓口	
	<u>※別紙3のとおり</u>	※別紙3のとおり	実務運用との整合
80	第3節 交通通信計画	第3節 交通通信計画	
	第1項 道路交通対策	第1項 道路交通対策	
	1~7≪略≫	1~7≪略≫	
	8 道路啓開訓練の実施	≪新規≫	県防災計画との整合
	市は国、県、県警察、電線管理者等関係機関と連携の上、道		
	路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めるも		
	<u>のとする。</u>		
189	第6節 罹災者救助保護計画	第6節 罹災者救助保護計画	
	第2項 避難計画	第2項 避難計画	
	1~7≪略≫	1~7≪略≫	
	8 指定避難所の指定	8 指定避難所の指定	
	(1) 指定避難所は、概ね次の場所(資料編「9 一般災害時の	(1) 指定避難所は、概ね次の場所(資料編「9 一般災害時の	
	指定避難所・指定緊急避難場所」) から災害の態様に応じ安全	指定避難所・指定緊急避難場所」)から災害の態様に応じ安全	

適切な場所を選定して設置し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

≪略≫

 $192 \mid 9 \sim 11 \ll$ 略》

12 広域避難

ア 市の役割

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と 協議を行うものとする。県は、市町村から求めがあった場合 には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団 体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広 適切な場所を選定して設置<u>するものとする。また、指定避難</u> 所の災害による利用可否がある場合は、そのことを市民に周 知し、利用できる指定避難所を開設するものとする。

≪略≫

9~11《略》

12 広域避難

市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、 平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等と の協定締結、住民への周知に努めるものとする。

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県防災計画との整合

県防災計画との整合

域避難について助言を行うものとする。

ウ 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる 地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行う ものとする。

エ 関係機関の連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、 放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

- 228 第6節 罹災者救助保護計画
- ~ 第 7 項 応急住宅対策
- 230 $1 \sim 2 \ll$ 略》
 - 3 応急仮設住宅の供与

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保できない者 のうち、生活能力の低い者に対して災害救助法により<u>応急</u>仮設 住宅を建設し<u>、または民間賃貸住宅を借り上げ</u>、貸付入居させ るものとする。

(1) 実施者

応急仮設住宅の<u>供与は、県が主体となるが、県から事務委</u> 任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、 市本部建築住宅班が直接又は業者に請負わせて実施するもの

第6節 罹災者救助保護計画

第7項 応急住宅対策

1~2 《略》

3 仮設住宅の建設及び入居

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保できない者のうち、生活能力の低い者に対して災害救助法により____仮設住宅を建設し____、貸付入居させるものとする。

(1) 実施者

____仮設住宅の<mark>建設は</mark>

本部建築住宅班が直接又は業者に請負わせて実施するものと

市 R4 事業による修正

لح

する。なお、建設用地については<u>県支部</u>総務 班と協議して<u>あらかじめ確保しておく</u>ものとする。なお、<u>建</u> 設候補地は次のとおりとし、被災状況に応じて適地を選定す るものとする。



 準優先用地
 28, 180 m²
 294 戸

 合計
 119, 110 m²
 1, 177 戸

※南海トラフ地震の仮設住宅必要想定数 996 戸に対し 1,177 戸分の建設用地を確保

し、市本部において実施できないときは、県支部総務班に応援を求めるものとする。なお、建設用地については 総務班と協議して決定する ものとする。なお、選定した敷地については、契約期間3か年以上の土地貸借契約書または貸与承諾書を作成または徴して保管し、その写を県本部危機管理政策班に提出するものとする。

≪新規≫

	2 100·	1.6%的人们 国初间对派教	
		(2) ≪略≫	
	(2) ≪略≫	(3)建築基準等	
	(3) 建築基準等	(イ) <u>面積の基準 29.7 m²</u>	
	(イ) <u>規模</u>	≪新規≫	
	<u>応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じ</u>		
	<u>て設定する。</u>	≪略≫	
	≪略≫		
311	第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧計画	
	$1 \sim 4 \ll$ 略》	$1 \sim 4 \ll$ 略》	
	5 人的資源等の確保	≪新規≫	県防災計画との整合
	市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し職員の派遣を要		
	請するものとする。国及び県は、必要に応じて職員の派遣に係		
	<u>る斡旋に努めるものとする。県は、県及び市町村の被災施設に</u>		
	ついて復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員O		
	Bで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊(DRS)」を		
	<u>被災地へ派遣するものとする。</u>		
323	地震対策編	地震対策編	
	第2章 地震災害予防対策	第2章 地震災害予防対策	
	第1節 自発的な防災活動の促進	第1節 自発的な防災活動の促進	
	第1項 防災協働社会の形成推進	第1項 防災協働社会の形成推進	
	$1\sim2$ 《略》	$1 \sim 2 \ll$ 略》	
	3 災害に強いまちづくり	≪新規≫	県防災計画との整合
	市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用		
	の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加		
	<u>え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエン</u>		
	スを高める「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グ		
	リーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策		

を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。 また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全 体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の 連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の 危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者 から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融 資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安 全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を 促進するよう努めるものとする。

4 デジタル技術を活用した防災対策の推進

市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

≪新規≫

県防災計画との整合

324 第1節 自発的な防災活動の促進

第2項 防災思想の普及

1~3≪略≫

- 4 防災教育
- (1) 住民教育

市、その他防災関係機関は、地震時に地域住民が『みんなの地域はみんなで守る』という意識の下に、自主的な行動がとれるよう必要な教育を行う。<u>また、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等</u>

第1節 自発的な防災活動の促進

第2項 防災思想の普及

- 1~3≪略≫
- 4 防災教育
- (1) 住民教育

市、その他防災関係機関は、地震時に地域住民が『みんなの地域はみんなで守る』という意識の下に、自主的な行動がとれるよう必要な教育を行う。<u>《新規》</u>

県防災計画との整合

	2,1130	126%的人们自为16万 <u>流</u> 处	
	<u>を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく</u>		
	適切な行動をとれるよう必要な普及啓発を行う。		
	≪略≫	≪略≫	
328	第1節 自発的な防災活動の促進	第1節 自発的な防災活動の促進	
	第3項 自主防災組織の育成と強化	第3項 自主防災組織の育成と強化	
	$1 \sim 4 \ll$ 略》	1~4≪略≫	
	5 地区防災計画	5 地区防災計画	
	市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業	市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業	
	者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じ	者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じ	
	て、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、	て、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、	
	これを地区防災計画の素案として市地域防災計画に提案するこ	これを地区防災計画の素案として市地域防災計画に提案するこ	
	とができる。	とができる。	
	また、市は、これらの提案を受け、必要があると認めるとき	また、市は、これらの提案を受け、必要があると認めるとき	
	は、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	は、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	
	市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居	≪新規≫	県防災計画との整合
	住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体		
	での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内		
	容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両		
	計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等に		
	より、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。		
339	第1節 自発的な防災活動の促進	第1節 自発的な防災活動の促進	
	第5項 緊急輸送網の整備	第5項 緊急輸送網の整備	
	1 緊急輸送道路(=「緊急交通路」以下同じ)	1 緊急輸送道路(=「緊急交通路」以下同じ)	
	(1) ~ (4) ≪略≫	(1) ~ (4) ≪略≫	
	(5) 防災上特に重要な市道路線網図	≪新規≫	市 R4 事業による修正
	「資料 22 防災上特に重要な市道路線網図」のとおり		
343	第3節 民生安定のための備え	第3節 民生安定のための備え	

第1項 避難対策

≪略≫

1 避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、 予め避難計画を策定するとともに、避難所・避難場所を掲載したマップ等を作成、広報紙・ホームページ等への掲載と併せ、 それらの内容を地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底するものとする。 併せて、デジタル技術等を活用した災 害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感の ある広報・啓発に努めるものとする。

≪略≫

2 指定避難所

市は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設として予め指定避難所を確保・指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定避難所の選定に当たっては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていることなど、環境衛生上問題のないことなどを検討する。

≪略≫

367 第3章 地震災害応急対策

第1節 応急体制

第1項 避難対策

≪略≫

1 避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、 予め避難計画を策定するとともに、避難所・避難場所を掲載し たマップ等を作成、広報紙・ホームページ等への掲載と併せ、 それらの内容を地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周 知徹底するものとする。

県防災計画との整合

≪略≫

2 指定避難所

市は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設として予め指定避難所を確保・指定し、住民に周知するものとする。

県防災計画との整合

指定避難所の選定に当たっては、二次災害などのおそれがない こと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保され ていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保 されていることなど、環境衛生上問題のないことなどを検討す る。

≪略≫

第3章 地震災害応急対策

第1節 応急体制

- 第1項 防災活動体制の整備
- 1 《略》
- 2 要員の確保
- (1) 職員参集体制等

第3章第1節第1項1職員参集体制等による。

- 第1項 防災活動体制の整備
- 1 《略》
- 2 要員の確保
- (1) <u>配備体制</u>

配備基準及びその人員は、次のとおりとする。

1四個左	医準及いての人員	は、次のとおりと	95.	
<u>体</u>	基 準	動員内容	動員人員	<u>摘</u>
<u>制</u>				<u>要</u>
<u>準備</u>	・市内におい	情報収集及び	• 企画防災	
<u>体制</u>	て震度3ま	連絡活動を主	課2名	
	たは震度4	として、状況に	•消防本部	
	の地震が発	より他の職員	<u>2名</u>	
	生した時	<u>を動員できる</u>		
	で、市長が	<u>体制</u>		
	必要と認め			
	たとき			
警戒	・市内におい	警戒活動に当	• 災害対策	市長が
<u>体制</u>	て震度5弱	たり事態の推	本部員	<u>必要と</u>
	の地震が発	移に伴い速や	• 企画防災	認めれ
	生したとき	かに本部を設	<u>班</u>	ば災害
	• 東海地震注	置できる体制	• 総務班	対策本
	意情報が発		• 教育総務	部を設
	表されたと		<u>班</u>	置でき
	<u></u>		各班の班	<u>3</u>
	・その他市長		<u>長</u>	
	が必要と認		•本部連絡	
	めたとき		<u>員</u>	
			• 全消防職	

市 R4 事業による修正

				<u>員</u>	
非	常	• 市内におい	災害が発生し、	全職員	<u>災害対</u>
<u>体</u>	制	て震度5強	市内の広域に		策本部
		<u>以上の地震</u>	大規模な災害		を設置
		が発生した	が予想され全		<u>する</u>
		<u>とき</u>	市的に応急対		
		・警戒宣言が	策がとれる体		
		発表された	<u>制</u>		
		<u>とき</u>			

(2) 職員の配備体制

- ア 準備体制及び警戒体制要員は、それぞれの基準に該当す る地震が発生した場合直ちに準備あるいは警戒体制につ く。
- イ 準備及び警戒体制にかかわる指揮監督は、災害対策本部 企画防災班員が行う。
- ウ 災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定したとき は、直ちに各部長に通知する。
- 工 各部長は、災害対策本部長が災害対策本部の設置を決定 したときは各部又は各班があらかじめ定める配備編成計画 に基づく配備体制をとる。
- (3)配備人員

配備人員は、各部長が定める配備計画において定める。

(4) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において市内に震度5強以上 の地震の発生を覚知したときは、配備編成計画に基づき、直 ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集する。職員は 災害の状況により、所属又はあらかじめ指定された場所に参

集できないときは、最寄りの市施設に参集する。 (5) 校区·避難場所派遣職員等 校区・避難場所派遣職に指名された職員は、直ちに与えら れた任務につくものとする。 (6)技術者等の雇上げ 災害応急対策の実施に当たって、職員等の応援では労力が 不足し又は特殊な作業のため技術者あるいは特別な職種労力 を必要とするときは、各部(班)において雇上げ又は斡旋を するものとする。なお、請負等により実施することが適当な 場合はその措置をとるものとする。 (7)技術者等の強制従事 災害応急措置を実施する上で緊急を要する場合等、特に必 要な場合、市長は、災害救助法又は災害対策基本法等に基づ き、必要な技術者等に従事命令を発し、応急措置に関する業 務に従事させるものとする。 第2節 緊急活動 第2節 緊急活動 381 第1項 避難対策 第1項 避難対策 1~10≪略≫ 1~10≪略≫ 県防災計画との整合 11 広域避難 11 行政区域を越えた広域避難の支援要請 ア 市の役割 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外へ み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅 等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて、 の広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が 必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への 国の非常災害対策本部を通じて、避難収容関係省庁(警察庁、 受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の 防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁)又は、都道府県に 市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との 広域避難受け入れに関する支援を要請するものとする。 協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるとき は、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に

協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と 協議を行うものとする。県は、市町村から求めがあった場合 には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団 体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広 域避難について助言を行うものとする。

ウ 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる 地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行う ものとする。

エ 関係機関の連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、 放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

12~14≪略≫

393 第2節 緊急活動

第2節 緊急活動

~ 第7項 ライフライン施設の応急対策

394 | 1 ≪略≫

- 2 下水道施設の応急復旧対策
- (1) ≪略≫
- (2)被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施するものとする。

ア 第一段階(主要目標:被害拡大、二次災害の防止)

(ア) 管路

- a 緊急調査
 - ・被害拡大、二次災害の防止のための調査(主に地表からの調査)
 - ・ 管路破損による道路等他施設に与える影響調査
 - 重要な区間の被害概要の把握
- b 緊急措置
 - ・マンホールと道路の安全柵、陥没部への土砂投入、危 険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水 道施設の使用中止依頼
- (イ) 処理場、ポンプ場、し尿処理施設
- a 緊急点検
 - ・ 人的災害につながる二次災害の未然防止、予防(有毒ガス、燃料の流出防止等のための完全閉止、機器の運転停止等)
- b 緊急調査
 - ・ 被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次 災害防止のための調査
- <u>c 緊急措置</u>

第7項 ライフライン施設の応急対策

- 1 ≪略≫
- 2 下水道施設の応急復旧対策
- (1) ≪略≫
- (2)被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施するものとする。

ア 第一段階(主要目標:被害拡大、二次災害の防止)

(ア)管路緊急調査

- ・被害拡大、二次災害の防止のための調査(主に地表からの調査)
- 管路破損による道路等他施設に与える影響調査
- ・重要な区間の被害概要の把握

<u>(イ)緊急措置</u>

- ・マンホールと道路の安全柵、陥没部への土砂投入、危 険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水 道施設の使用中止依頼
- イ 処理場、ポンプ場、し尿処理施設
- (ア) 緊急点検
 - ・人的災害につながる二次災害の未然防止、予防 (有毒ガス、燃料の流出防止等のための完全閉止、機 器の運転停止等)

(イ) 緊急調査

- ・被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次 災害防止のための調査
- (ウ) 緊急措置
 - ・火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

字句の修正

	シロル	巾地域防火計画机口对照衣	
	・ 火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール	ウ 第二段階(主要目標:暫定機能の確保)	
	イ 第二段階 (主要目標:暫定機能の確保)	(ア)管路応急調査	
	<u>(ア)管路</u>	・被害拡大、二次災害防止のための調査(管内、マンホ	
	<u>a 応急調査</u>	<u>ール内まで調査)</u>	
	・ 被害拡大、二次災害防止のための調査(管内、マンホ	・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査	
	一ル内まで調査)	<u>(イ)応急復旧</u>	
	・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査	<u>・管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる</u>	
	b 応急復旧	圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管	
	・ 管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる	<u>渠の設置</u>	
	圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の 排除、仮管	エ 処理場、ポンプ場、し尿処理施設	
	<u>渠の設置</u>	(ア) 応急調査	
	(イ) 処理場、ポンプ場、し尿処理施設	処理場、ポンプ場、し尿処理施設の暫定機能確保のた	
	a 応急調査	<u>めの調査</u>	
	・処理場、ポンプ場、し尿処理施設の暫定機能確保のた	<u>(イ)応急復旧</u>	
	めの調査	<u>・コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布</u>	
	b 応急復旧	設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポ	
	・ コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布	ンプによる揚水、固形塩素剤による消毒	
	設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポ		
	ンプによる揚水、固形塩素剤による消毒		
	3~6≪略≫	3~6≪略≫	
400	第2節 緊急活動	第2節 緊急活動	
	第9項 被災建築物等に対する安全対策	第9項 被災建築物等に対する安全対策	
	$1 \sim 2 \ll$ 略》	1~2≪略≫	
	3 適切な管理のなされていない空き家等の措置	≪新規≫	県防災計画との整合
	市は、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、		
	緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に		
	応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障とな		

	,	10 - 0 - 50 19	7火山四利1071%			
	<u>る空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u>					
425	第4章 地震災害復旧対策	第4章	地震災害復旧対策			
	第1節 復旧計画	第1節	復旧計画			
	第2項 公共施設及び公共事業等の災害復旧	第2項	公共施設及び公共	共事業等の災害復旧	1	
	1 基本的手順	1 基	本的手順			
	(1) ~ (4) ≪略≫	(1)	~ (4) ≪略≫			
	_(5) 人的資源等の確保	≪新規2	<u>»</u>			県防災計画との整合
	市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し職員の派遣を					
	要請するものとする。国及び県は、必要に応じて職員の派遣					
	に係る斡旋に努めるものとする。県は、県及び市町村の被災					
	施設について復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技					
	術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊 (D					
	RS)」を被災地へ派遣するものとする。					
	第6章 南海トラフ地震に関する対策	第6章	南海トラフ地震に	2関する対策		
	第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	第6節	南海トラフ地震路	塩時情報発表時の防	5災体制	
	第1項 職員参集体制等	第1項	市の体制			市 R4 事業による修正
	第3章第1節第1項1職員参集体制等による。		南海トラフ地震闘	塩時情報が発表される	1た場合は、下表のと	
		<u> </u>	おりそれぞれの情幸	限に応じ、防災体制	削をとるものとする。	
		7	ただし、市内で地震	裏が発生し、災害対	対策本部が設置されて	
		<u> </u>	いる場合は、すでに	こ設置している体制	削で対応に当たるもの	
			<u>とする。</u>			
				本市の防災体制		
		情報	<u>体制</u>	動員内容	<u>摘要</u>	
		<u>名</u>				
		南海	準備体制	企画防災課2名	企画防災課は、県	
		<u>トラ</u>	情報収集及び連	消防本部 2 名	からの情報を受け	

資料2

	<u>フ地</u>	絡活動を主と		た時点で、関係各	
	震 臨	して、状況によ		課に対する連絡	
	<u>時情</u>	りほかの職員		等、所要の準備を	
	<u>報</u>	を動員できる		<u>開始する</u>	
	(調	<u>体制</u>			
	<u>查</u>				
	中)				
	南海	警戒体制	災害対策本部員	◆ 気象庁からの	
	トラ	警戒活動にあた	災害対策本部連絡員	情報、政府の災	
	フ地	り事態の推移	企画防災課	害警戒会議の	
	震 臨	に伴い速やか	巡務課	<u> </u>	
	時情	に本部を設置	教育総務課	に情報共有	
	<u>報</u>	できる体制。市	各班(課)の班長	◆ 各部局から、こ	
	(巨	長が必要と認	全消防職員	れまでの対応	
	大 地	めれば災害対		状況や今後の	
	震 注	策本部を設置		取り組みを報	
	意)	<u>する。</u>		告し、全庁的に	
				情報を共有・確	
				====================================	
	南海	非常体制	全職員	<内容>	
	トラ	災害が発生し、		◆ 各部局からこ	
	フ地	市内の広域に		れまでの対応	
	震臨	大規模な災害		状況や今後の	
	時情	が予想され、全		取り組みを報	
	<u>報</u>	市的に応急対		告し、全庁的に	
	(巨	策がとれる体		情報共有・確認	
	大地	制。災害対策本		気象庁からの	
	<u> </u>	25-40 N H V 4 N K V L		200000000000000000000000000000000000000	

整数災害対策 一型数災害対策 第5節 原子力災率対策 第5節 原子力災率対策 第5節 原子力災率計划策 1~6《略》 原防災計画との整合 原防災計画との整合 原防災計画との整合 原防災計画との整合 原防災計画との整合 原防災計画との整合 原防災計画との整合 原防災計画との整合 日本の政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政政						,
		震 警	部を設置する。		情報、政府の緊	
全情報北有		<u>戒)</u>			急災害対策本	
【各部における対 広状況の確認] 「情報収集、連絡体 制の確認 所養する防災上 重要な施設等の 点検 地震落生後の広 急対策の確認					部会議の結果	
野政災害対策編 野政災害対策編 野政災害対策編 野政災害対策編 野政災害対策編 野政災害対策編 野政災害対策編 野友災害対策 第5節 原子力災害事前対策 第2項 原子力災害事前対策 第2項 原子力災害事前対策 第2項 原子力災害事前対策 1 ~ 6 《略》 7 屋内退避、避難等活動体制の整備 (1) ~ (5) 《略》 (6) 遂難先の決定 広城避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画」に規定する役割を担うものとする。 公前規 公前 公前					を情報共有	
情報収集、連絡体 削の確認 所管する防災上 重要な施設等の 広権 地震発生後の応 金対策の強認 第5節 原子力災害対策編 第5節 原子力災害事前対策 第2項 原子力災害事前対策 第2項 原子力災害事前対策 第2項 原子力災害事前対策 1~6 《略》 7 屋内退避、避難等活動体制の整備 (1)~(5)《略》 (6)遊離先の決定 広坡避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。 全部 企設 企設 企設 企設 企設 企設 企設 企					【各部における対	
割の確認 所管する防災上 電要な施設等の 点性 地震発生後の広 金校 地震発生後の広 金校 地震発生後の広 金対策の確認 第5節 原子力災害対策 第5節 原子力災害事前対策 第2項 原子力災害事前対策 第2項 原子力災害事前対策 1~6 ≪略 >					応状況の確認】	
事故災害対策編					情報収集、連絡体	
事故災害対策編 事故災害対策編 事故災害対策編 第5節 原子力災害対策 第2項 原子力災害事前対策 1 ~ 6 ≪ 略 ≫ 7 屋內退避、避難等活動体制の整備 (1) ~ (5) ≪ 略 ≫ (1) ~ (5) ≪ 8 × (1) ~ (5) ≪					制の確認	
事故災害対策編 事故災害対策編 第 5 節 原子力災害対策 第 5 節 原子力災害対策 第 2 項 原子力災害事前対策 第 2 項 原子力災害事前対策 1 ~ 6 ≪ 略 ≫ 1 ~ 6 ≪ 略 ≫ 7 屋內退避、避難等活動体制の整備 7 屋內退避、避難等活動体制の整備 (1) ~ (5) ≪ 略 ≫ (1) ~ (5) ≪ 略 ≫ (6) 避難先の決定 (1) ~ (5) ≪ 略 ≫ 広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画して規定する役割を担うものとする。 ※新規≫ なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難分針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の					<u>所管する防災上</u>	
事故災害対策編					重要な施設等の	
事故災害対策網					<u>点検</u>	
事故災害対策網					地震発生後の応	
第 5 節 原子力災害対策 第 2 項 原子力災害事前対策 1 ~ 6 《略》 7 屋内退避、避難等活動体制の整備 (1)~(5)《略》 (6)避難先の決定 広城避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の					急対策の確認	
 第 2 項 原子力災害事前対策 1 ~ 6 ≪ 略 ≫ 7 屋内退避、避難等活動体制の整備 (1) ~ (5) ≪ 略 ≫ (6) 避難先の決定 広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。 なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の 	事故災害対策編	事故災害			<u>, </u>	
1~6《略》 7 屋内退避、避難等活動体制の整備 (1)~(5)《略》 (6)避難先の決定 広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。 なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の	第5節 原子力災害対策	第5節	原子力災害対策			
7 屋内退避、避難等活動体制の整備 (1) ~ (5) 《略》 (6) 避難先の決定 <u>広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の</u>	第2項 原子力災害事前対策	第2項	原子力災害事前対	対策		
(1) ~ (5) 《略》 (6) 避難先の決定 広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。 なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の	$1\sim 6$ 《略》	1~6	≪略≫			
(6) 避難先の決定 広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。 なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は 災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町 村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の	7 屋内退避、避難等活動体制の整備	7 屋内	勺退避、避難等活動	か体制の整備		
広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防 災計画(一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。 なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は 災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町 村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の	(1) ~ (5) ≪略≫	(1) ~	~ (5) ≪略≫			
災計画 (一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の	(6) 避難先の決定	≪新規》	<u>»</u>			県防災計画との整合
なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は 災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町 村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の	広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防					
災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町 村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の	災計画 (一般対策計画)」に規定する役割を担うものとする。					
村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の	なお、広域避難に関する具体的な手続き等にあたって、県は					
	災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町					
<u>支援をする。</u>	村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の					
	支援をする。					

資料編

No.	資料名称	修正内	修正内容						
4	市有施設一覧表	Γ					計画の整理		
		力	施設課(池田下水処理場)	前畑町 5-330	23 – 3482				
						」を削り、			
		Γ ₋		1					
		Ī	市之倉下水処理場	市之倉町 13-260-3	21-3280				
		4	笠原下水処理場	笠原町 4614-1	44-1133				
			土岐川左岸ポンプ場	平和町 8-66	23-2707				
		4	笠原川右岸ポンプ場	昭和町 37	21–2519				
						」を加える。			
13	災害時に関する協	(6))福祉避難所(協定名称:災害	事発生時における福祉避難所	斤の使用に関する協定)		市 R4 事業による		
	定	Г 					修正		
			32						
		L	1741 リオリベ)						
		(7) その他の協定							
		30 災害発生時等における物資の供給に関する協定 令和4年4月19日							
		31 災害時における自動車等の提供に関する協定 令和4年5月27日							
			32 災害発生時等における施設利用の協力に関する協定 令和4年9月16日						
			33 災害発生時におけ	る物資輸送の協力に関する協	協定 令和5年2月7日				
			1			 」を加える。			
15	防災倉庫備蓄資機	新規記	設置防災倉庫「西坂第一集会産	所」及び同倉庫の備蓄資機材	才を加える。		市 R4 事業による		
	材一覧表(令和5年						修正		

資料2

	3月時点)													
16	多治見市内の土砂	令和4年2月4日告示18件、令和4年4月15日告示2件、令和4年10月4日告示1件 を加える。												県計画との整合
	災害 (特別) 警戒区													
	域の指定状況													
17	多治見市の気象統	Γ												
	計	2022	令和 4	15. 5	40.0	-6. 4	1,729.0	95. 0	1.2	7.8	西	17.0	南東	
			年											
		」を加える。												
21	マンホールトイレ	「南姫小学	「南姫小学校7基」を加える。											
	(下部受入口)整備													修正
	状況一覧													
22	緊急輸送道路網図	路線一覧	路線一覧表及び区間図を追加。											
														修正